

平成20年度当初予算要求基準の概要

平成19年10月
総務部

1 基本的考え方

- 平成20年度予算は、「財政健全化基本方針」に則り、財政健全化に向けて、①総人件費の抑制などの行政の効率化・スリム化、②あらゆる分野についての徹底した事務事業の見直し、③財源の確保を強力に推進する。
- 事務事業について、徹底的な見直しを行い歳出削減に取り組むが、安全・安心な県民生活や県の将来的な発展などのために真に必要なものについては、予算の重点配分を行う。

2 予算要求基準

(1) 公共事業費

- 国庫補助公共事業費、県単公共事業費については、平成19年度6月補正予算額（県費負担額）の87%相当の範囲内（平成16年度当初予算額（県費負担額）の50%相当）
- 災害復旧事業費、国直轄事業負担金、その他性質上シーリング方式になじまない事業については、所要額

(2) 部局調整枠

- 一般施策経費については、平成19年度6月補正後予算額（一般財源）の85%相当の範囲内
- 経常経費等については、平成19年度6月補正予算額（一般財源）の98.5%相当の範囲内

(3) 個別調整経費

○重点調整経費

次の分野に関して別途認める事業については、所要額

- ・産業の振興、雇用の確保
- ・医療・福祉の確保・充実
- ・教育の充実、文化・歴史の保存と活用
- ・中山間地域の振興

○特別需要経費

年度間変動が大きい経費など臨時又は特別な需要に対応する経費で、別途認める事業については、所要額